

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(賛成討論)

7番 藤森 弘です

現在の日本の民法では、婚姻に際して夫婦が同じ姓を名乗ることが義務付けられています。しかし、この制度は日本国憲法が保障する「個人の尊重」や「法の下での平等」に反しており、明らかに違憲であると言えます。憲法第14条(平等権)および第24条(婚姻の自由と両性の平等)の趣旨に照らしても、婚姻同姓の強制は不当な差別であり、速やかな法改正が求められます。

選択的夫婦別姓制度は、希望する夫婦が別々の姓を名乗ることを可能にするものであり、個人の自由や多様性を尊重する観点から早期の導入が必要です。

経団連(日本経済団体連合会)は、2024年6月に「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」という提言を公表し、選択的夫婦別姓制度の導入が女性のキャリア継続に不可欠であることを強調しました。また、10月には「選択的夫婦別姓の早期実現を求めるシンポジウム」を開催し、政界・学界・経済界の有識者がこの問題について議論を行いました。

経団連の提言では、現行の夫婦同姓制度が女性の社会的・経済的活動において障壁となっていること、旧姓の通称使用には限界があることが指摘されています。これらの問題は、多様性を尊重する社会の実現に向けた大きな課題であり、選択的夫婦別姓制度の導入が求められています。

結婚に伴い姓を変更することで、職場での認知度や信用がリセットされるケースがあります。特に、専門職や研究職などでは旧姓が長年使用されており、姓の変更が実績の継続性を断つ要因となることがあります。経団連は「女性が結婚によってキャリアに影響を受けることは、経済界全体の損失である」と指摘しており、制度変更の必要性を強調しています。

結婚後の名義変更には、銀行口座、クレジットカード、運転免許証、パスポートなど、多くの手続きが必要です。この「名義変更の手間」が結婚のハードルになっているという現実があります。経団連も「不必要な事務手続きを減らし、労働生産性を向上させることが、企業活動の効率化につながる」と述べており、選択的夫婦別姓制度の導入が経済的観点からも有益であることを示しています。

日本以外の主要国では、夫婦が別々の姓を選ぶことが一般的です。グローバル化が進む中、国際結婚や海外ビジネスにおいて、日本の制度が不便であると指摘されてい

ます。経団連は「国際競争力を維持するためにも、グローバルな視点を取り入れる必要がある」と強調しており、日本社会が国際標準に合わせることの重要性を訴えています。

内閣府の調査では、選択的夫婦別姓が導入されれば結婚したいと考える人が一定数存在することが示されています。「姓を変えたくないから結婚しない」という人が存在すること自体、社会制度としての問題であり、これが少子化の一因にもなっている可能性があります。

反対意見の中には、「子どもが混乱する」との意見もあります。しかし、すでに事実婚の家庭や国際結婚の家庭では夫婦別姓が一般的です。それでも子どもが特に問題を抱えているわけではないことは、実例が示しています。また、選択的夫婦別姓制度は「選択的」であり、同姓を希望する夫婦は従来通りの方法を選べるため、反対する理由にはなりません。

選択的夫婦別姓に関する世論調査では、近年賛成意見が増加しています。特に若年層では7割以上が導入に賛成しており、これは「国民の価値観の変化」を如実に示しています。政治はこうした国民の意見を無視するべきではありません。

以上の理由から、選択的夫婦別姓制度は、国民の権利を拡張し、社会の多様性を尊重するために必要な制度であることは間違いありません。

女性のキャリア継続、労働生産性の向上、国際競争力の維持など、大きなメリットがあることが明らかになっています。今こそ、選択的夫婦別姓制度の導入を実現し、多様性と個人の尊重が可能な社会を構築する必要があります。

以上のことから、私は本意見書に賛成します。